

栃木市監査委員告示第2号

平成29年1月13日付栃木市監査委員告示第1号により公表した監査の結果について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、栃木市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成29年1月25日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 天 谷 浩 明

栃市総第229号
平成29年1月17日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄 様

栃木市監査委員 天 谷 浩 明 様

栃木市長 鈴 木 俊 美

平成28年度定例監査の結果に関する報告に基づく措置について

平成29年1月6日付けで提出された定例監査の結果について、当該監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。

監 査 対 象	産業振興部
監査結果報告日	平成29年1月6日付け 栃市監第98号
措置結果通知日	平成29年1月17日付け 栃市総第229号
監 査 結 果	<p>指摘事項（農業振興課）</p> <p>都市農村交流事業に関し、栃木どろんこバレー大会運営補助として、補助金が2月に支出される予定であるが、当該大会に対しては、地域づくり推進課が所掌する市民活動推進事業とちぎ夢フェアレにおいて、既に補助金が支出されている。</p> <p>都市農村交流事業における補助金は、公益社団法人地域社会振興財団が掲げる長寿社会づくりソフト事業として、所定の条件を満たした事業に対し、当該財団より交付される交付金を原資とした単年度の補助金である。</p> <p>一方、とちぎ夢フェアレにおける補助金は、国・県・市から補助を受ける場合は補助をしないこととされており、市で補助する継続5年目の補助金である。</p> <p>各種補助金については、同一事業に対して重複支給を制限するものもあることから、その取扱いには十分に注意を払い、過度な補助がされることのないよう、適正に処理されたい。</p>
措 置 内 容	<p>公益社団法人地域社会振興財団からの交付金（地域医療等振興自治宝くじを活用）は、制度上、市から交付対象者へ補助金として経由し、交付される仕組みです。</p> <p>本事業に関しましては、公益社団法人からの交付や、一般財源を充当していないため、国、県、市の補助金との認識はありませんでしたが、ご指摘のとおり同一事業に対する重複支給に該当すると思われますので、「とちぎ夢フェアレ」における補助金について、事業実施主体に対し、補助金返還を求めるよう関係課と調整を行います。</p> <p>今後、市民から補助金の重複支給ではないかとの、誤解を生じないように、事業執行前に関係各課と連携や調整を図ってまいります。</p>